

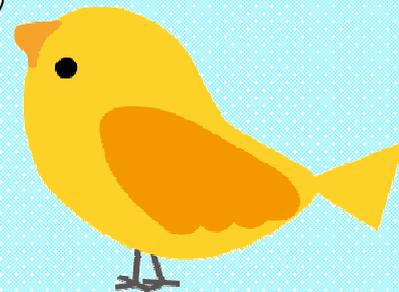
愛玩鳥を飼っている方へ

- 国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼っている鳥が感染することはありません。
- 飼っている鳥を野山に放したり、処分をするようなことはしないでください。

【守っていただきたいこと】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにしましょう。
- ・ 鳥を飼っている場所はこまめに掃除し、フンはすぐ片付けましょう。
- ・ エサや水はこまめに取り替えましょう。
- ・ 鳥の体やフンに触れた後は、手洗いとうがいをしましょう。
- ・ 口移しでエサをあげたりするのはやめましょう。

万一、愛玩鳥に異常が見られたら、近くの動物病院、動物愛護（管理）センターに御相談ください。



連絡先	電話番号	管轄地域
広島県動物愛護センター	0848-86-6511	広島市、呉市、福山市を除く県内
広島市動物管理センター	082-243-6058	広島市
呉市動物愛護センター	0823-70-3711	呉市
福山市動物愛護センター	084-970-1201	福山市

広島県
(食品生活衛生課)